

光ヶ丘中部町会会館運営規約

平成5年4月1日

(趣 旨)

第1条 柏市条令第28条第5条第2項の規定により運営及び管理のための規定である。

(目 的)

第2条 光ヶ丘中部町会の地域住民の親睦と青少年の健全育成及び町会員の福祉をはかるための活動、集会を行う場所とする。

- (1) 老人会、婦人会、子供会その他クラブ等の会合
- (2) 町会及び地域住民の会合
- (3) 町会役員の会合、町会班長会、商店会町会員、役員会の集会及び会合

(役 員)

第3条 (1) 町会会館には町会の役員をおく。

- | | | |
|-----|----|-----------------------|
| 館 長 | 1名 | (会館を代表し、運営を統括する) |
| 副館長 | 1名 | (館長を補佐し、事故ある時は代理代行する) |
| 会 計 | 1名 | (会計事務を担当する) |
| 監 事 | 2名 | (会計を監査する) |

(2) 役員の任期は2年とし、町会役員改選と時期を同じくする。ただし再任は妨げない。

(運 営)

- 第4条 (1) 会館の適正な運営、管理をはかるため、運営委員を設ける。
(2) 運営委員会は運営委員の他、館長、副館長、会計、監事で構成する。
(3) 運営委員会は館長(又は副館長)が招集し議長となる。

(利用者)

- 第5条 (1) 会館を利用する者は、会館の規則を必ず守らなければならない。
(2) 使用時間は午前9時より午後10時迄とする。
(3) 使用者は会合の準備並びに終了後は元のままの形に清掃しなければならない。
(4) 原則として、光ヶ丘中部町会会員のみが利用するが、特に市、県及びその他これに順ずる会合、近隣の町会に利用させることが出来る。
(5) 公益のための会館であるので、営利のために利用することは出来ない。

ただし、町内会の団体の慈善セール、講習会等は個別に認めることができる。

(損害賠償)

第6条 利用者がガラスその他会館に損害を与えた場合は損害金（現物でも可）を賠償しなければならない。

(実費負担金)

第7条 会館に要する費用（例えば電気代、ガス代、上下水道等）は原則として有料とする。

(利用方法)

第8条 会館の利用を希望する者は所定の申込書（館長又は副館長宅におく）に要項を記入し、承認を得てはじめて使用できる。申し込みは1週間前。

(その他)

第9条 この規定に定められない事項は運営委員会で協議決定する。

付 則

第1条 会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第2条 会計報告は毎年4月開催の運営委員会で報告し承認を得、また翌年度の予算を決定する。

第3条 本規定の改正は運営委員会で多数決で決める。

第4条 この規定は平成5年4月1日より実施する。